

東京地判平成 30 年 3 月 29 日平成 26 年（ワ）29490 号
〔除染施設秘密保持契約事件〕

黒川直毅

I 事案の概要

一 当事者

原告は、米国法人であるピュロライト・コーポレーションのグループ会社である。ピュロライト・コーポレーションは、世界に多数の営業拠点を有し、原告を含む複数のグループ会社を設置している（以下、ピュロライト・コーポレーション及びそのグループ会社を「ピュロライト社グループ」と総称する。）。ピュロライト株式会社（以下「日本ピュロライト」という。）は、ピュロライト・コーポレーションのグループ会社である。ピュロライト社グループは、イオン交換樹脂、キレート樹脂、合成吸着剤、無機吸着剤等（以下、これらを単に「吸着剤」ということがある。）の製造販売や、放射能汚染水など各種産業において使用又は排出される液体の浄化作業に関するサービスを提供している。原子力発電所での冷却水等の浄化は、一般に、吸着剤中の固定イオンと溶液中の種々の対立イオンとの吸着性向の差異を利用することによって、溶液に含まれる種々のイオンのうち、特定の单一又は複数のイオンを選択的に吸着し、溶液から分離することを可能とするイオン交換能を有する吸着剤を用いるなどして行われている。ピュロライト社グループが製造、販売するイオン交換樹脂及び無機吸着剤も、このようなイオン交換能を有する吸着剤である（以下、ピュロライト社グループが製造、販売する吸着剤を「原告の吸着剤」という。）。

被告は、株式会社日立製作所（以下「日立製作所」という。）の子会社であり、発電用原子炉施設、高速増殖炉施設、電子燃料サイクル関連施設、核融合加速器関連施設及びその他関連施設の設計、製造、販売、据付及び保守に関する業務を行っている。

二 事件の概要

本件は、原告が、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）において高性能多核種除去設備による放射性物質汚染水浄化事業に従事している被告に対し、〔1〕被告は原告との間のパートナーシップ契約に基づき、福島第一原発における放射能汚染水からの多核種除去に関する事業について原告と共同して従事すべき義務を負っているにもかかわらず、同義務に違反し、原告を関与させずに高性能多核種除去設備に係る事業を受注し、同事業に従事しているほか、上記パートナーシップ契約に違反して第三者から技術情報を受領したり、上記パートナーシップ契約又は原告若しくはその関連会社との間の秘密保持契約に違反して原告の秘密を第三者に開示したりしたなどと主張して、債務不履行に基づき、上記事業への従事の差止め（原告と

共同すべき義務の違反に基づく請求)並びに損害賠償金及び遅延損害金の支払(上記各契約違反に基づく請求)を求めるとともに、〔2〕被告は、上記事業において原告から開示された営業秘密を不正に使用し、また、当該営業秘密を第三者に対して不正に開示したと主張して、不正競争防止法2条1項7号、3条1項及び4条に基づき、上記設備の使用等の差止め並びに損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める事案である。

II 争点

- 1 平成25年実証事業の受注等についての本件排他的義務条項違反の有無
- 2 被告による高性能A L P Sの設計等についての不正競争防止法2条1項7号の不正競争の成否
- 3 アバンテック社からの情報の受領についての本件排他的義務条項違反の有無
- 4 アバンテック社に対する原告の営業秘密の不正開示の有無(不正競争防止法2条1項4号〔原文ママ〕の不正競争の成否)
- 5 アバンテック社に対する情報の開示についての本件パートナーシップ契約及び本件秘密保持契約の違反の有無
- 6 損害額

III 判旨 (本評釈では争点2、4、5についてのみ検討)

請求棄却

一 被告による高性能A L P Sの設計等についての不正競争防止法2条1項7号の不正競争の成否

1 不使用情報群の情報について

「原告情報のうち、原告情報1〔2〕、原告情報1〔3〕、原告情報1〔5〕、原告情報2〔4〕、原告情報2〔5〕、原告情報2〔6〕、原告情報4〔3〕、原告情報5〔1〕、原告情報6〔1〕、原告情報6〔2〕及び原告情報6〔3〕は、いずれも、その情報の性質、内容と高性能A L P Sの開発コンセプト等に照らせば、高性能A L P Sの設計に当たって、被告が使用することが想定されず、また、現実にも被告が使用したとは認められない情報である(以下、これらの情報を併せて「不使用情報群の情報」ということがある。)」

「原告情報のうち、不使用情報群の情報(原告情報1〔2〕、原告情報1〔3〕、原告情報1〔5〕、原告情報2〔4〕、原告情報2〔5〕、原告情報2〔6〕、原告情報4〔3〕、原告情報5〔1〕、原告情報6〔1〕、原告情報6〔2〕、原告情報6〔3〕)は、前記(2)のとおり、各個別の情報としても、他の情報と組み合せても、高性能A L P Sの設計において、被告が使用したとは認められない。

したがって、原告の主張のうち、高性能ALPSの設計に当たって、被告が不使用情報群の情報（他の情報と組み合わせた場合も含む。）を使用したことを前提として、被告に営業秘密を使用した不正競争があったとする部分は、理由がない。」

2 不使用情報群の情報以外の各情報

「原告情報のうち、不使用情報群の情報以外の各情報（原告情報1〔1〕、原告情報1〔4〕、原告情報2〔1〕、原告情報2〔2〕、原告情報2〔3〕、原告情報2〔7〕、原告情報3〔1〕、原告情報3〔2〕、原稿情報3〔3〕、原告情報4〔1〕、原告情報4〔2〕、原告情報5〔2〕、原告情報7）のうち、本件訴訟において情報として特定されている情報については、前記（3）のとおり、原告から情報の開示を受ける前に被告が独自に入手していたと認められる情報もあるほか、いずれも、被告が高性能ALPSの設計を行うことになる平成25年9月より前に、特許庁が発行する公報や一般的な書籍を含む文献に記載されたり、福島第一原発の汚染水処理に関するシンポジウムや講演において公表されたり、放射性物質の廃棄に関する会議において原告自身によって公表されたり、その内容から汚染水処理に関する者が当然に知っていたり、公表された情報から容易に知ることができたりする情報であった。そうすると、不使用情報群の情報以外の各情報（原告情報1〔1〕、原告情報1〔4〕、原告情報2〔1〕、原告情報2〔2〕、原告情報2〔3〕、原告情報2〔7〕、原告情報3〔1〕、原告情報3〔2〕、原稿情報3〔3〕、原告情報4〔1〕、原告情報4〔2〕、原告情報5〔2〕、原告情報7）のうち、本件訴訟において情報として特定されている情報は、いずれも、平成23年9月までに公然と知られていた情報であった。

上記各情報は、汚染水処理における各種の考慮要素に関わるものであって、汚染水処理において、当然に各情報を組み合わせて使用するものであり、それらを組み合わせて使用することに困難があるとは認められない。また、上記各情報を組み合わせることによって、組合せによって予測される効果を超える効果が出る場合には、その組合せとその効果に関する情報が公然と知られていない情報であるとされることがあるとしても、上記各情報の組合せについて上記のような効果を認めるに足りる証拠はない。したがって、これらの情報を組み合せた情報が公然と知られていなかつた情報であるとはいえない。

そうすると、不使用情報群の情報以外の情報のうち、本件訴訟において情報として特定されている情報は、平成25年9月の時点で、少なくともいずれも公然と知られていた情報であり、それらの情報を組み合わせた情報についても、公然と知られていた情報であったといえる。

したがって、原告の主張のうち、高性能ALPSの設計に当たって、被告が不使用情報群の情報以外の情報のうち、本件訴訟において情報として特定されている情報の使用により被告に営業秘密を使用した不正競争があったとする部分は、それらの情報

(その組合せも含む。) がいざれも公然と知られていた情報であり、営業秘密（不正競争防止法2条6項）といえる情報ではないことから、理由がない。」

二 被告によるアバンテック社への情報開示についての図利加害目的の有無について

「ア 前記によれば、被告は、アバンテック社に対して平成23年11月から平成24年1月にかけて、前記（2）ア〔1〕～〔5〕の情報を開示した。これらの情報の開示がされた当時の状況をみると、前記1（1）イ～エ及び前記（1）で認定した各事実によれば、被告は平成23年プロジェクトの受注を目指していたこと、平成23年プロジェクトにおいて発注が予定されていた平成23年多核種除去設備は複数の設備からなること、原告及び被告が平成23年プロジェクトに関する協議を開始した平成23年10月頃から、被告が平成23年プロジェクトを受注した場合、上記各設備の製造は原告以外の業者が担当するものとされていたこと、同年12月10日に締結された本件パートナーシップ契約に基づき被告が平成23年プロジェクトを受注した場合、原告の吸着剤を使用することになること、アバンテック社は、同年11月頃から放射性廃棄物安定貯蔵化設備に必要となる使用済み吸着剤の保管容器等の製造業者として平成23年プロジェクトの受注に向けて被告と協議を始め、同年12月6日までには、栗田工業が担当する吸着塔装置の設計内容を評価することとされ、平成24年1月末頃までには、廃スラッジの保管容器等及び吸着塔の設計、製造も担当することとなったことが認められる。

そして、平成23年プロジェクトの内容に照らせば、被告が東京電力から平成23年プロジェクトを受注するには、使用する吸着剤の種類や吸着塔配列、核種除去に適した前処理方法やpH調整等を提案するのみでは足りず、これらの諸条件に適合した吸着塔や放射性廃棄物安定貯蔵化設備等、多核種除去設備を構成する全ての設備を設計し、製造可能な状態とする必要があった。

これらを前提として、被告によるアバンテック社への上記情報の開示がどのような目的でされたものであるかについて、以下、検討する。」

「イ（ア） 被告がアバンテック社に対して提供した11月2日付けフローチャートは、多核種除去設備全体の概要を記載したものである（前記（1）イ）。

平成23年多核種除去設備は複数の設備により構成されるものであり（同ア）、平成23年プロジェクトに携わる予定の各業者においては、どのような設備を担当することになるかを認識している必要があるし、また、設備全体の概要を認識している必要がある場合があると認められる。

被告は、当時、Ca/Mg/Sr除去システムにおけるスラッジ保管ヴェッセルや多核種除去システムにおける破棄（使用済）吸着剤保管ヴェッセルという設備を設け、これらの製造をアバンテック社が担当することを考えていた。アバンテック社が上記担当の可否を決定するためには、どのような設備を製造するかが明らかでなければならないといえるから、被告は、アバンテック社が上記設備の製造を担当して、被告が平成23年プロジェ

クトを受注するためには、アバンテック社に対して、アバンテック社がどのような設備の製造を担当するかを示す必要があり、そのため、アバンテック社が担当することが想定される設備が記載された11月2日付けフローチャートを示す必要があったといえるし、また、その設備は他の設備とも当然に関係することからも、設備の概要を示す必要があったといえる。そして、11月2日付けフローチャートは、廃液処理システムの概要を示すものであって、吸着塔配列等の具体的な記載はなく、被告は、上記のために、必要な範囲の情報に限りアバンテック社に示したといえる。

(イ) 被告は、アバンテック社の11月13日意見書に対し、平成23年11月16日、
●(省略) ●吸着剤の寿命を長くすると吸着剤の交換頻度が低くなるため、運転コストが下がるとともに使用済み吸着剤の発生量が少なくなることは明らかであるから、吸着剤の寿命は、運転コストのみならず、使用済み吸着剤の発生量にも関係するものと認められる。そして、被告が上記コメントをアバンテック社に対して送付した時点において、アバンテック社は使用済み吸着剤の保管容器等の製造を担当するとされており、また、同社が廃スラッジの保管容器等を製造することについても検討が開始されていたのであるから(前記(1)イ)、多核種除去により発生するスラッジや使用済み吸着剤の多寡に関する情報は、アバンテック社にとって、アバンテック社が製造を担当することとなる保管容器の数、性能等を検討する上で必要な情報であり、被告とアバンテック社との間でスラッジや使用済み吸着剤の発生量等につき協議をするためにも必要な情報であるといえる。

被告は、平成23年プロジェクトを受注するためには、使用済み吸着剤の保管容器等の設計を行うアバンテック社に対して同設計等に必要な範囲の情報を提供する必要があり、そのため、アバンテック社に対して、上記の情報を提供したと認められる」

「(エ) 被告は、アバンテック社に対し、原告の吸着剤であるSr4000及びCs4000を提供している(前記(1)シ)。

平成23年多核種除去設備において、使用済み吸着剤の保管容器は、核種除去後の使用済み吸着剤を収容して貯蔵するものであるから、多核種除去設備において使用される吸着剤に適合する性質を有することが必要である。また、脱水装置は、使用済み吸着剤を保管容器に収容するための処理を行うものであるから、脱水装置についても、多核種除去設備において使用される吸着剤の処理に適するものである必要がある。そうすると、使用済み吸着剤の保管容器及び脱水装置の製造を担当する業者においては、多核種除去設備で使用される予定の吸着剤の性状等を把握し、当該吸着剤が自らの製造する保管容器及び脱水装置に適合するかを検討する必要があったといえる。そして、被告は、平成23年プロジェクトにおいて原告の吸着剤を使用することを考えていて、使用済み吸着剤の保管容器及び脱水装置はアバンテック社が製造することが想定されていたから、アバンテック社は、原告の吸着剤につき、アバンテック社が製造する脱水装置による処理に適合し、同社が製造する保管容器への収容に適するものであるかどうかを確認する必要があった。

被告は、アバンテック社に対し、原告の吸着剤だけでなく、多核種除去設備において使

用することを検討していた原告の吸着剤以外の吸着剤も、アバンテック社において脱水試験を行うために提供しこれらの吸着剤は、現実に、アバンテック社において保管容器等に収容するための脱水試験に使用され、それらの吸着剤がアバンテック社の設備に適合するか否かが試験された（前記（1）シ）。原告の吸着剤と同じ性能を有する吸着剤を独自に製造するために原告の吸着剤の性状等の分析を行うなど、使用済み吸着剤の保管容器等の製造以外の目的で、被告が原告の吸着剤を提供したとか、アバンテック社がその提供を受けたという事情は一切うかがわれない。

これらの事情に照らせば、被告は、アバンテック社に対して試験目的で原告の吸着剤を提供する必要があり、平成23年プロジェクトを被告が受注する目的で、その提供をしたと認められる。

（オ）被告は、アバンテック社に対し、平成24年1月23日付けの電子メールでpH調整に関する情報を送付した（前記（1）ゾ）。

被告は、アバンテック社に吸着塔のコンポーネントの設計等を依頼する場合に備え、アバンテック社に対し、設計のための技術情報としてpH調整値を開示した（同上）。吸着塔のコンポーネントの設計等に当たっては、吸着塔に通水される対象水の性質を把握する必要があるから、これらの情報が当然に必要であったと認められる。そうすると、上記電子メールの情報は、アバンテック社が吸着塔のコンポーネントの設計等をするに当たって、必要な情報であったといえる。そうすると、被告は、アバンテック社が適切な吸着塔の設計等を行い、平成23年プロジェクトを被告が受注するために、上記情報をアバンテック社に開示したと認められる。

ウ 以上によれば、被告による前記アの各情報は、いずれも、平成23年プロジェクトを被告が受注した場合に平成23年多核種除去設備に係る設備を製造することが想定されていたアバンテック社に対し、同設備の設計等のために必要な範囲の情報について、アバンテック社が適切な設計等を行い、平成23年プロジェクトを被告が受注するために開示されたものであると認められる。被告が上記のために必要な範囲を超えた情報をアバンテック社に開示した事実は認められず、本件全証拠に照らしても、被告によるアバンテック社への情報の開示につき、平成23年プロジェクトの受注以外の不当な目的があったことは何らうかがわれない。

そして、被告が平成23年プロジェクトを受注すれば、原告が被告に対し多核種除去のための吸着剤を供給することなどが想定されていたから、平成23年プロジェクトを被告が受注することは、原告の利益でもあった。

これらによれば、前記アの被告によるアバンテック社に対する情報の開示は、いずれも、図利加害目的（不正の利益を得る目的又は原告に損害を加える目的）でされたものであるということはできない。

エ 原告は、原告情報が原告以外の者から入手できることであったこと、原告と被告の間には信頼関係がないことから、被告は原告から開示を受けた営業秘密をいかなる理由で

あっても第三者に対して無断で開示しない信義則上の義務を負っていたと主張し、また、被告がアバンテック社との間で情報のやり取りを行う一方、原告に対しては、アバンテック社と接触がないように装っていたことを挙げ、被告による開示行為には図利加害目的があると主張する。

しかし、被告が、平成23年プロジェクトを受注するために上記情報を開示し、また、その範囲も必要な範囲に限られていたといえることを考えると、被告において不正競争防止法の図利加害目的があったということはできない。原告から見て被告がアバンテック社と接触がないように装っていたと思われる行動があったとしても、上記に述べたところに照らし、そのことにより直ちに被告の図利加害目的を認めることはできない。

オ 以上によれば、被告がアバンテック社に対して開示した情報に原告の営業秘密が含まれるか否かを検討するまでもなく、被告がアバンテック社に対して原告の営業秘密を不正に開示したとする原告の主張は、採用することができない。」

三 本件秘密保持契約違反の有無について

「ア 本件秘密保持契約には、以下の規定が設けられている（甲6の1及び2）。

なお、以下の規定中、「P u r o l i t e」は日本ピュロライトを、「HGNE」は被告を指す。

「第1条（秘密情報）

1. 1 本契約において、「秘密情報」とは、P u r o l i t e又はHGNEのいずれか該当する方（以下「開示当事者」という。）が相手方当事者（以下「受領当事者」という。）に対し、第2条に従い開示した情報をいう。

1. 2 以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報とはみなさない。

（1）本契約の締結前に既に公知であった情報又は受領当事者による本契約の違反によらずして公知となった情報

（2）受領当事者が既に保有しており、かつ、開示当事者以外の者から適法に入手した情報

（3）受領当事者が秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に受領した情報

（4）受領当事者が秘密情報とは無関係に独自に開発した情報

第2条（秘密情報の特定）

2. 1 開示時に開示当事者が明示的に秘密であることを示していない限り、秘密情報とはみなさない。

2. 2 秘密情報を書面により開示する場合には、当該書面には、開示の日付とともに、対象たる情報が本契約に基づき開示された秘密の情報である旨を記載し、かつ、「CONFIDENTIAL（秘密）」等の適切な表示を付さなければならない。書面を伴わない口頭又は視覚的な方法による開示を行う場合には、その後10曆日以内に当該開示内容を書面にまとめて記録に残さなければならない。かかる書面には、開示された情報の秘密部分の

具体的な内容、開示の日付及び秘密性に関する適切な表示を記載しなければならない。

2. 3 開示当事者は、秘密情報を電子データ（電子的・電磁的記録媒体を含む。）により開示する場合には、当該情報が秘密情報であることを受領当事者において容易に認識できるように適切な手段を講じる。開示当事者は、その他の記憶媒体により秘密情報を開示する場合には、受領当事者に対して当該情報が秘密情報であることを知らせるために、記憶媒体そのもの又は記憶媒体に付したレターにその旨を表示しなければならない。」

「イ 原告は、被告がアバンテック社に対して11月2日付けフローチャートを開示したこと、アバンテック社の11月16日付け意見書に対する回答において前処理に関する情報を開示したこと、12月9日付けフローチャートを開示したことが、本件秘密保持契約に違反すると主張する。

しかし、本件秘密保持契約は日本ピュロライトと被告との間で締結されたものであり（前記前提となる事実（8））、原告は同契約の当事者とはなっていない。したがって、原告の請求のうち、同契約の違反を理由として原告が被告に対して損害賠償を求める部分は、その余を判断するまでもなく理由がない。

なお、本件秘密保持契約は、第2条において、当事者が開示した情報が本件秘密保持契約の対象となる秘密情報に該当するための要件を詳細に定めているところ（前記ア）、被告がアバンテック社に対して開示した情報が当該要件を満たすものであることについての主張はないし、また、これを認めるに足りる証拠もない。

ウ したがって、本件秘密保持契約違反に関する原告の主張は採用することができない。」

IV 検討

一 営業秘密該当性について

1 営業秘密について

(1) 定義

営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう（不正競争防止法2条6項）。

(2) 要件

- ①秘密管理性②有用性③非公知性

(3) 非公知性

ア 通説

(ア) 定義

「公然と知られていない」とは、当該情報が合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物に記載されていない等、保有者の管理下以外では一般的に入手すること

ができない状態にあることである¹。

(イ) 一般にアクセスしうる情報について

一般にアクセスしうる情報は非公知とはいえない²。

(ウ) 公知の情報の組み合わせについて

ある情報の断片が様々な刊行物に掲載されており、その断片を集めてきた場合、当該営業秘密たる情報に近い情報が再構成され得るからといって、そのことをもって直ちに非公知性が否定されるわけではない。なぜなら、その断片に反する情報等の複数あり得る中、どの情報をどう組み合わせるかといったこと自体に有用性があり営業秘密たり得るからである。複数の情報の総体としての情報については、組み合わせの容易性、取得に要する時間や資金等のコスト等を考慮し、保有者の管理下以外で一般的に入手できるかどうかによって判断することとなる。³

イ 裁判例

(ア) 個々の情報について

雑誌に記載されてしまった場合は非公知性に欠けることになり（東京地判平成10年11月30日平成8年（ワ）20623号、ダブルライニング工法事件）、パンフレットや取扱説明書に掲載して配布された場合も非公知性に欠けることになる（東京地判平成12年9月28日判タ1079号289頁）。

(イ) 公知の情報の組み合わせについて

大阪地判平成20年11月4日判時2041号132頁は、個々の情報について、公知文献との対比によって非公知性を否定するとともに、各情報を全体としてみても、公知性を欠く情報の寄せ集めにすぎず特別の作用効果を奏するものでもないとして、各情報は個別的にみても、一体のものとしてみても、営業秘密に当たらないと判示した。なお、公知の情報と有意な差異がない情報につき有用性を否定するものがある⁴⁵。

1 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法』43～44頁（商事法務、2016年）

2 田村善之『不正競争概説〔第2版〕』334頁（有斐閣、2003年）

3 経済産業省知的財産政策室・前掲注(1)44頁

4 東京地判平成14年10月1日平成13（ワ）7445【クレープミックス液】は、クレープミックス液の材料の公知の組合せに関する特定の配合割合につき、その割合とすることで品質、食感、風味にどのような効果があるのか不明であることを理由に、有用性を否定した。また、大阪地判平成14年7月30日平成14（ワ）162【パイシュー生地】は、シュー生地の公知の材料に関する特定の配合比率について、特段の効果を奏し、有用性を認めるに足りる証拠はないとした。なお、有効性要件に関し、「近時の裁判例では、一見すると、有用性要件において、特許法29条2項の進歩性（非容易推考性）要件と同様の基準を課してい

ウ 本裁判例

(ア) 個々の情報について

原告から情報の開示を受ける前に被告が独自に入手ことや、文献に記載されていたこと、原告自身によって公表されていたこと、公表内容から汚染水処理に関する者が当然に知っていたり公表された情報から容易に知ることができたりする情報であったことから、非公知性を否定した。

従前の裁判例の流れを踏襲するものといえる。

(イ) 公知の情報の組み合わせについて

当然に各情報を組み合わせて使用するものであり、それらを組み合わせて使用することに困難があるとは認められず、また、上記各情報を組み合わせたことによって、組合せによって予測される効果を超える効果が出る場合には、その組合せとその効果に関する情報が公然と知られていない情報であるとされることがあるとしても、上記各情報の組合せについて上記のような効果を認めるに足りる証拠はないとして、非公知性を否定した。

各情報を組み合わせたことによって、組合せによって予測される効果を超える効果が出る場合には、その組合せとその効果に関する情報が公然と知られていない情報であるとされることがあると判示していることからすれば、前掲大阪地判平成20年11月4日の裁判例の流れを踏襲するものといえる。

二 不正競争防止法2条1項7号（図利加害目的）

1 条文

営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

2 「図利加害目的」とは

「不正の利益を得る目的」（図利目的）とは、競争関係にある事業を行う目的のみならず、広く公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を図る目的のことをいう。こ

るかの如くにも思われる判決がある」との指摘がなされている（田村善之「プロ・イノヴェイションのための特許制度の muddling through (5・完)」知的財産法政策学研究50号（2018年）184頁）。

5 「要件論としては、公知の情報との差異と主張される具体化に意味がないために、公知の情報の範囲内と評価してもよい場合が多いように見受けられるが、公知の情報と効果に変わりがない以上、有用性を否定するという方策を拒む理由もないだろう」、との指摘がなされている（田村・前掲注(4)185頁）。

れらには、自ら不正の利益を得る目的（自己図利目的）のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれる。

「保有者に損害を加える目的」（加害目的）とは、営業秘密の保有者に対し、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の不当な損害を加える目的のこととし、現実に損害が生じることは要しない⁶。

3 裁判例

（1）退職従業員が元の勤務先の営業秘密を、転職した同業他社や自ら起こした同業会社の活動に使用した場合

退職従業員が元の勤務先の営業秘密を、転職した同業他社や自ら起こした同業会社の活動に使用した場合は、不正の競業目的が認められる⁷。

ア 大阪地判平成28年6月23日平成25年（ワ）12149号最高裁 WP

被告は、原告会社在職中に原告から営業秘密である本件情報を含む情報の開示を受けていたところ、被告が、原告会社と競業関係にある被告会社転職後、営業秘密である本件情報を含む情報を被告会社に対し開示した事案について、図利加害目的を肯定した。

退職後、競業会社へ転職した元従業員が、在職中に取得した営業秘密について、転職後の競業会社へ開示した場合には、図利加害目的が肯定される。

イ 東京地判平成26年4月17日平成24年（ワ）35742号最高裁 WP

被告は、原告会社在職中に営業秘密である原告の登録モデル情報をダウンロードしていたところ、被告が、原告会社と競業関係にある被告会社を設立し、営業秘密を含む本件情報を使用して原告の登録モデルを勧誘し、被告会社の専属又は登録モデル契約として契約を締結していた事案について、図利加害目的を肯定した。

退職後、競業会社を設立した元従業員が、在職中に取得した営業秘密について、使用した場合には、図利加害目的が肯定される。

（2）取引先から開示された営業秘密を第三者に開示する場合

ア 第三者に開示する必要性がないのに開示した場合

東京地判平成29年2月9日平成26年（ワ）1397号／平成27年（ワ）34879号最高裁 WP

⁶ 経済産業省知的財産政策室・前掲注(1)87頁

⁷ 金井重彦ら編著『不正競争防止法コンメンタール—営業秘密に係る不正競争行為 2条1項7号』92頁〔山口美恵子〕（レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2004年）

被告が、原告との間で継続的な婦人靴の製造委託契約を締結し、同契約に基づき、原告からオリジナル木型を預けられることにより、本件設計情報を示されたところ、自らが企業として存続等するために、被告 A 並びに取引することとし、その一環として、許されないことと認識しつつも、本件設計情報が化体した本件オリジナル木型を社外に持ち出して、被告 A 並びにハマノ木型に対して開示した上、これをハマノ木型に複製させた（本件複製木型を作成させた）事案において、「これについては、被告は、長年にわたり本件製造委託契約に基づく取引をしてきた相手方である原告の信頼を著しく裏切る上記行為をして、原告の従業員でありながら原告の競業者になろうとしている被告 A 並びに取引をすることにより、自己の利益を図る目的を有していたものと認められるから、不正の利益を得る目的で上記行為を行ったものということができる。」と判示し、図利加害目的を肯定した。

第三者に開示する必要性がないにも関わらず、第三者に開示した場合には、図利加害目的が肯定されるといえる。

イ 第三者に開示する必要性があり開示した場合

東京地判平成 19 年 6 月 29 日平成 18 年（ワ）14527 号の 2、平成 18 年（ワ）15947 号最高裁 WP

被告 A が、被告 A の本店内における給茶に関するサービス、備品管理、被告 A がケータリング会社から注文した食事運搬、被告 A の取引先のケータリング業者からの請求書処理等を内容とするダイニング業務を原告に委託していたところ、被告 A から、ダイニングサービスの管理を行っていた D が退職したことに伴い、D が行っていた原告のダイニング業務を管理する役割を被告 B が行うこととし、それにともない被告 A が被告 B に本件マニュアルを開示した事案について、被告 A は、従業員である D が行っていたダイニング業務の管理業務を被告 B に行わせることを意図していたものであり、原告をダイニングサービス業務から排除する意図があったとは認められないから、本件マニュアルを開示することにより、原告に損害を加えるなどの目的があったと認めることはできないと判示し、図利加害目的を否定した。

営業秘密を元々保有している者を排除する意図がない場合には、図利加害目的が否定されるといえる。

3 本裁判例

本件において、①「使用済み吸着剤の保管容器及び脱水装置の製造を担当する業者においては、多核種除去設備で使用される予定の吸着剤の性状等を把握し、当該吸着剤が自らの製造する保管容器及び脱水装置に適合するかを検討する必要があったといえる。そして、被告は、平成 23 年プロジェクトにおいて原告の吸着剤を使用するこ

とを考えていて、使用済み吸着剤の保管容器及び脱水装置はアバンテック社が製造することが想定されていたから、アバンテック社は、原告の吸着剤につき、アバンテック社が製造する脱水装置による処理に適合し、同社が製造する保管容器への収容に適するものであるかどうかを確認する必要があった。」②アバンテック社に対し、同設備の設計等のために必要な範囲の情報について、アバンテック社が適切な設計等を行い、平成23年プロジェクトを被告が受注するために開示されたものである」とこと、③被告が平成23年プロジェクトを受注すれば、原告が被告に対し多核種除去のための吸着剤を供給することなどが想定されていたから、平成23年プロジェクトを被告が受注することは、原告の利益でもあった」ことから、図利加害目的を否定した。

秘密情報につき、使用開示する必要性が認められ、その範囲も必要な範囲内にとどまっている場合には、営業秘密を保有している会社の活動を阻害しないとして、図利加害目的が否定されるといえ、従前の裁判例の流れを踏襲するものといえる。

三 本件秘密保持契約違反の有無

グループ会社であっても別当事者であるから、秘密保持義務を負わないという点につき参考となる。